議案第５７号

附帯控訴の提起について

附帯控訴の提起について，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定に基づき，議会の議決を求める。

記

１　附帯被控訴人（控訴人，第１審原告）
[redacted]

２　事　件　名
損害賠償請求控訴事件
第１審：[redacted]損害賠償請求事件

３　事件の内容及び附帯控訴の趣旨
[redacted]氏は，平成２８年１月９日，自転車を運転中に本市の管理する道路の段差につまづいて転倒した事故により傷害を負い，同氏は本市の道路の管理に瑕疵があったために損害を生じたと主張して，国家賠償法第２条第１項の規定に基づき，本市に対し，損害金合計３４０２万１６５８円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて，水戸地方裁判所に訴えを提起した。
令和４年４月２２日，水戸地方裁判所は，当該請求の一部を認容し，１２１万８３５５円及びこれに対する遅延損害金の支払を認める旨の判決を言い渡したが，第１審原告である[redacted]氏は，これを不服とし，令和４年５月１８日に控訴した。
上記事案について，本市は，第１審判決中本市敗訴部分の取消しを求めるため，当該控訴に附帯して，第１審判決に対して控訴を提起するものである。

令和４年　６月　９日　提出

ひたちなか市長　大　谷　　明

令和　年　　月　　日　議決

（※個人情報保護のため，一部マスキングをしています。）